

## 秋田いきいきワーク推進会議設置要綱

### (目的)

第1 人口減少が進む中で、地域経済が持続的に発展していくためには、働く者一人ひとりの労働の質を上げていくことは勿論、女性の就労を促進していくことが有益となっている。

この実現のため、労働者の研鑽等により非正規から正社員転換を進め、子育てや介護の制約の中で、いきいきと働き続けられる環境づくりのため長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進など、働く者がやりがいをもって安心して働き続けられる雇用形態や職場環境の整備・改善が不可欠である。

また、平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)」により改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」第10条の3において、中小企業における取組が円滑に進むよう、国は関係者により構成される協議会の設置等に努めるものとされた。

これらを踏まえ、労使や行政機関等が意見を述べ合い、包括的な課題解決のための共通認識を得ることを目的に、官民一体となった推進組織として、「秋田いきいきワーク推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

### (構成)

第2 推進会議は、別紙に掲げる者を会員として構成する。

- 2 会長は、互選により定める。
- 3 会長は、推進会議の会務を総括し、推進会議を代表する。
- 4 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した会員がその職務を代理する。
- 5 会長は、必要に応じ、議論に資すると思われる者を出席させることができる。

### (協議事項)

第3 推進会議は、地域社会全体としての合意形成を図るため、「働き方改革の推進及び中小企業・小規模事業者への支援」、「正社員転換・待遇改善」、「女性の活躍推進」等地域における効果的な取組等について協議する。

### (会議)

第4 推進会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会員が出席できないときは、代理出席を認める。

### (部会)

第5 推進会議を円滑に運営するため、構成団体の担当者等が参加する部会を設置することができる。

- 2 部会の開催に必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第6 推進会議に関する庶務は、秋田労働局雇用環境・均等室が行う。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

平成28年4月1日改正

平成29年2月21日改正

平成30年11月16日改正